

2011 年 10 月 21 日

国際会計基準審議会御中

公開草案「IFRS第9号の強制発効日」へのコメント

我々は、金融商品会計プロジェクトにおける国際会計基準審議会（IASB）の努力に敬意を表するとともに、公開草案「IFRS 第9号の強制発効日」（以下「本公開草案」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は企業会計基準委員会（ASBJ）内に設けられた金融商品専門委員会のものである。

質問 1

審議会は、IFRS 第9号（2009年版）とIFRS 第9号（2010年版）を修正し、企業が2015年1月1日以降開始する事業年度から、これらの基準を適用することを提案している。それに賛成するか。その理由は何か。賛成しない場合、どのような代替案を提案するか。

（回答）

我々は、本公開草案での発効日の延期提案は、現行のIFRS第9号の想定に沿った対応として理解し、この提案に反対しないが、提案の発効日では、金融商品プロジェクトの減損フェーズ等や、保険プロジェクトによる会計基準も同時に強制適用されるように、それぞれのプロジェクトの検討が順調に進むことを強く望む。

（理由）

1. 本公開草案 BC1 項にあるように、審議会は、現行のIFRS第9号の結論の背景において、発効日の延期を検討する可能性を示している。検討の条件として、金融商品プロジェクトの減損フェーズがそのような延期を必要とする場合と、保険契約の新たな会計基準の強制適用が2013年より遅れる場合を掲げていた。現状のIASBの検討状況を考慮すると、今後、この2つの条件のいずれにもあてはまる可能性が高い。このため、我々は、本公開草案での発効日の延期提案は、現行のIFRS第9号の想定に沿った対応として理解する。
2. しかしながら、一旦公表された最終基準の発効日を延期することは会計基準の適用に関する市場関係者の予見可能性を著しく低下させる可能性があり、必ずしも望ましいものではない。また、早期適用の期間を延長し、適用企業とそうでない企業の間の比較可能性の欠如が続く期間を長くする問題がある。このため、これ以上、そうした問題を悪化させないように、提案の発効日では、減損フェーズや、保険プロジェクトの同時適用を可能とするように、それらの検討が順調に進むことを強く望む。

* * * * *

我々のコメントが今後の IASB の審議に貢献することを期待する。

加藤 厚

金融商品専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長